第六十二条を次のように改める。

（映像信号の符号化）

第六十二条　映像信号のうちＴＬＶパケットによるものの送出手順について総務大臣が別に告示で定める場合は、それに従うものとする。

２　映像信号のうちＰＥＳパケット及びＭＭＴＰパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式、エントロピー符号化方式及び画素適応オフセットフィルタ方式を組み合わせたものとし、映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

３　第四条第一項の規定は高度広帯域伝送デジタル放送には適用しない。

第六十三条中「ＰＥＳパケット」の下に「及びＭＭＴＰパケット」を加え、同条第一項中「別表第六十九号」を「高精細度テレビジョン放送にあっては別表第十九号又は別表第六十九号に掲げる方程式、超高精細度テレビジョン放送にあっては別表第六十九号の二」に改め、同条第二項中「八桁又は十桁の二進数字」を「高精細度テレビジョン放送にあっては八桁又は十桁の二進数字、超高精細度テレビジョン放送にあっては十桁の二進数字」に改め、同条第四項中「映像の走査線数、有効走査線数」を「映像の有効走査線数」に、「、水平走査の繰返し周波数、標本化周波数（輝度信号及び色差信号）、一走査線当たりの標本化数（輝度信号及び色差信号）、一走査線当たりの有効標本化数（輝度信号及び色差信号）、ろ波特性、水平同期信号及び垂直同期信号」を「並びに一走査線当たりの有効標本化数（輝度信号及び色差信号）」に改める。

第六十四条及び第六十五条を次のように改める。

（音声信号の符号化）

第六十四条　音声信号のうちＴＬＶパケットによるものの送出手順について総務大臣が別に告示で定める場合は、それに従うものとする。

２　音声信号のうちＰＥＳパケット及びＭＭＴＰパケットによるものの符号化は、次に掲げるもののいずれかとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

一　時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたもの

二　線形予測符号化方式及び可変長符号化方式を組み合わせたもの

３　第五条第一項の規定は高度広帯域伝送デジタル放送には適用しない。

（音声信号）

第六十五条　音声信号のうちＰＥＳパケット及びＭＭＴＰパケットによるものの標本化周波数は四八ｋＨｚとする。

２　ＰＥＳパケット及びＭＭＴＰパケットによる音声信号のうちステレオホニック信号を構成する場合にあっては、各音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。

３　音声信号のうちＰＥＳパケット及びＭＭＴＰパケットによるものの入力量子化ビット数は、十六ビット以上とする。

４　音声信号のうちＰＥＳパケット及びＭＭＴＰパケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、二十二チャンネル及び低域を強調する二チャンネルとする。

５　第七条の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送には適用しない。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（スクランブル等）

第六十五条の二　スクランブルの方式は、第八条に規定するもののほか、ＭＭＴＰパケット及びＩＰパケットを用いるものについては、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

第六十六条中「、第二十四条の五第一項」を削る。

第六章の章名中「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第六十七条及び第七十八条中「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第八十条第一項中「六四、八〇〇ビット」を「六四、八〇〇ビット」に改め、同条第三項中「低密度パリティ検査符号（以下「ＬＤＰＣ符号」という。）と」を「ＬＤＰＣ符号及び」に改める。

第八十一条を次のように改める。

（映像信号の符号化）

第八十一条　映像信号のうちＰＥＳパケットによるもの（標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送に関するものに限る。）の符号化は、第四条に規定するもののほか、第二十四条の五第一項の規定（高精細度テレビジョン放送であって有効走査線数が一、〇八〇本以上であるものについては、同項のほか、第六十二条第二項の規定）を準用するものとする。

２　映像信号のうちＰＥＳパケットによるもの（超高精細度テレビジョン放送に関するものに限る。）の符号化は、第六十二条第二項の規定を準用するものとする。

第八十一条の次に次の三条を加える。

（映像信号等）

第八十一条の二　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一、〇八〇本未満に限る。）にあっては別表第十九号に掲げる方程式、高精細度テレビジョン放送（有効走査線数が一、〇八〇本以上に限る。）にあっては別表第十九号又は別表第六十九号に掲げる方程式、超高精細度テレビジョン放送にあっては別表六十九号の二に掲げる方程式によるものとする。

２　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送にあっては八桁又は十桁の二進数字、超高精細度テレビジョン放送にあっては十桁の二進数字によって量子化を行うものとする。

３　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの映像の走査は、水平方向には左から右へ、垂直方向には上から下へ一定速度で行うものとする。

４　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの映像の有効走査線数、走査方式、フレーム周波数、フィールド周波数、画面の横と縦の比及び一走査線当たりの有効標本化数（輝度信号及び色差信号）は、次の各号に定めるところによる。

一　第四条の規定を適用する場合及び第八十一条第一項の規定により第二十四条の五第一項の規定を準用する場合には、別表第二十号に示すとおりとする。

二　第八十一条第一項及び第二項の規定により第六十二条第二項の規定を準用する場合には、別表第七十一号に示すとおりとする。

（音声信号の符号化）

第八十一条の三　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、第五条に規定するもののほか、第六十四条第二項の規定を準用するものとする。

（音声信号）

第八十一条の四　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、二十二チャンネル及び低域を強調する二チャンネルとする。

２　第七条第四項の規定は、高度狭帯域伝送デジタル放送には適用しない。

第八十二条中「第二十四条の五第一項、」を削る。

第八十四条中「、第二十四条の五第一項」を削り、「第六十五条」を「第六十五条の二」に改める。

第八十五条中「、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送を行うための衛星基幹放送局（内外放送を行うものに限る。）」を「、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送を行うための衛星基幹放送局（内外放送を行うものに限る。）」に改める。